

令和3年3月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応(令和3年1月内容)

(職業安定課)

有効求人数	38,519人	対前年同月比	6.5%減(13か月連続の減少)
有効求職者数	32,350人	対前年同月比	11.4%増(7か月連続の増加)
有効求人倍率	1.11倍	前月比	0.02ポイント増

- ・各種支援事業、求職者支援制度、雇用調整助成金をはじめとする各種助成金などの活用による雇用促進
- ・積極的な求人開拓の実施
(新型コロナウイルス感染症の影響による離職者対象求人含む)
- ・若者、女性、障害者、高齢者の就職実現

2 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響について

(職業安定課・職業対策課)

雇用調整助成金の支給申請・決定状況 コロナに負けるな

3 (1) 令和3年3月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況(令和3年1月末現在)

○ 求人数	5,415人	対前年同月から	11.8%(723人)減※1
○ 求職者数	3,435人	同	15.6%(637人)減※2
○ 求人倍率	1.58倍	同	0.07ポイント増※3
○ 就職内定者数	3,310人	同	15.8%(622人)減※4
○ 就職内定率	96.4%	同	0.2ポイント減

※1. 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。
※2. 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。
※3. 求人倍率は、厚生労働省本省発表にあわせて全求職者と県内求人により算出しています。
※4. 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

3 (2) 令和3年3月新規大学等卒業予定者職業紹介状況（令和3年1月末現在）

【大学（6大学）】

○ 県内、県外を合わせた就職内定率は81.8% 対前年同月から4.0ポイント減

【短期大学（4短期大学）】

○ 県内、県外を合わせた就職内定率は89.2% 対前年同月から2.6ポイント増

4 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小企業の認定（県内初）

（職業対策課）

- ・ 障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどが優良な中小企業を認定する制度「（通称）もにす認定制度」の県内第1号認定通知授与式について

5 2021年度 労働基準監督官採用試験の実施について

試験区分及び採用予定数

労働基準監督官A（法文系） 約195名

労働基準監督官B（理工系） 約50名

インターネット受付期間

2021（令和3）年3月26日（金）～同年4月7日（水）

試験日

第1次試験日 2021（令和3）年6月6日（日）

6 鹿児島労働局において、職場における感染症の拡大防止のため、

「新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を新たに設置しました。

- ・10 都道府県の緊急事態措置の実施期間が3月7日まで延長されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たっての事業主や労働者の皆様からの相談等への対応に万全を期すため、令和3年2月15日、健康安全課に「職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー」を設置しました。
- ・相談コーナーにおいては、厚生労働省ホームページに掲載されているQ&Aや「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」（リーフレット）等を活用して、実践例などを紹介し相談者の具体的な取組につながるよう対応することとしています。

7 令和2年度年末年始建設業一斉監督の実施結果について

- ・年度末に向けて多くの建設工事が発注され、建設業全体が慌ただしくなる時期となる年末年始の時期をとらえて、建設業における一層の安全衛生水準の向上を図るため、年末年始建設業一斉監督を実施しました。
- ・監督指導の結果、半数近くの現場（48.5%）で、労働安全衛生法違反が認められました。

1月の有効求人倍率は、前月を0.02ポイント上回り1.11倍となる

鹿児島県の1月の有効求人倍率(季節調整値)は1.11倍となり、前月を0.02ポイント上回りました。

新規求人倍率(同)は1.86倍となり、前月を0.13ポイント下回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.96倍となり、前年同月(1.06倍)より0.10ポイント減と11か月連続で下回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、0.1%減と13か月連続で減少しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(36.6%増)は2か月ぶりの増加、製造業(8.2%増)は2か月連続の増加、運輸業、郵便業(19.3%減)は14か月連続の減少、卸売業、小売業(12.5%減)は2か月連続の減少、宿泊業、飲食サービス業(11.5%減)は16か月連続の減少、医療、福祉(5.8%増)は13か月ぶりの増加、その他のサービス業(33.9%増)は16か月ぶりの増加となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ2.2%減と2か月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(2.1%減)は2か月連続の減少、離職求職者(0.4%減)は7か月連続の減少、無業求職者(15.2%減)は16か月連続の減少となりました。

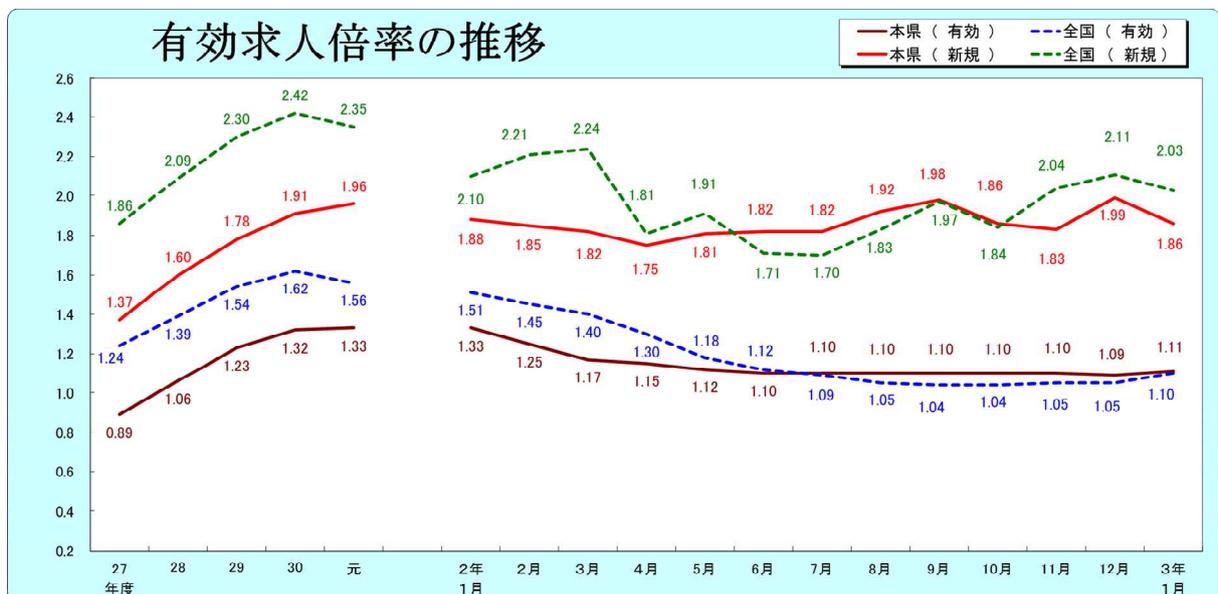
離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(7.0%増)は2か月ぶりの増加、自己都合離職者(1.2%減)は13か月連続の減少となりました。

政府の1月の月例経済報告の基調判断では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」とされました。先行きについては、「感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率が、57か月連続で1倍台を維持しています。しかし、新規求人数の減少幅は小さくなっているものの宿泊業や飲食サービス業などの業種で求人数が落ち込み、求職活動も長期化していることから、引き続き新型コロナウイルス感染症が、雇用情勢へ影響を与えていると判断されます。

また、感染拡大により一部地域で緊急事態宣言が延長されるなど、新型コロナウイルスの感染拡大状況は、就職活動・採用活動に影響を与え、雇用情勢も弱さが増す恐れもあり今後の先行きについては依然として不透明です。

鹿児島労働局では、雇用のセーフティネットを強化するために、雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の早期支給やコロナ離職者対象求人の周知・受理に引き続き取り組むとともに、感染予防対策としてハローワーク混雑回避のためのインターネットによる求職登録の事前申し込み、オンライン職業相談の実施やSNSを活用した各種イベントの広報を拡充し、支援メニュー等の様々な情報をタイムリーに発信するなど、感染予防対策を前提とした施策の展開に取り組んで参ります。

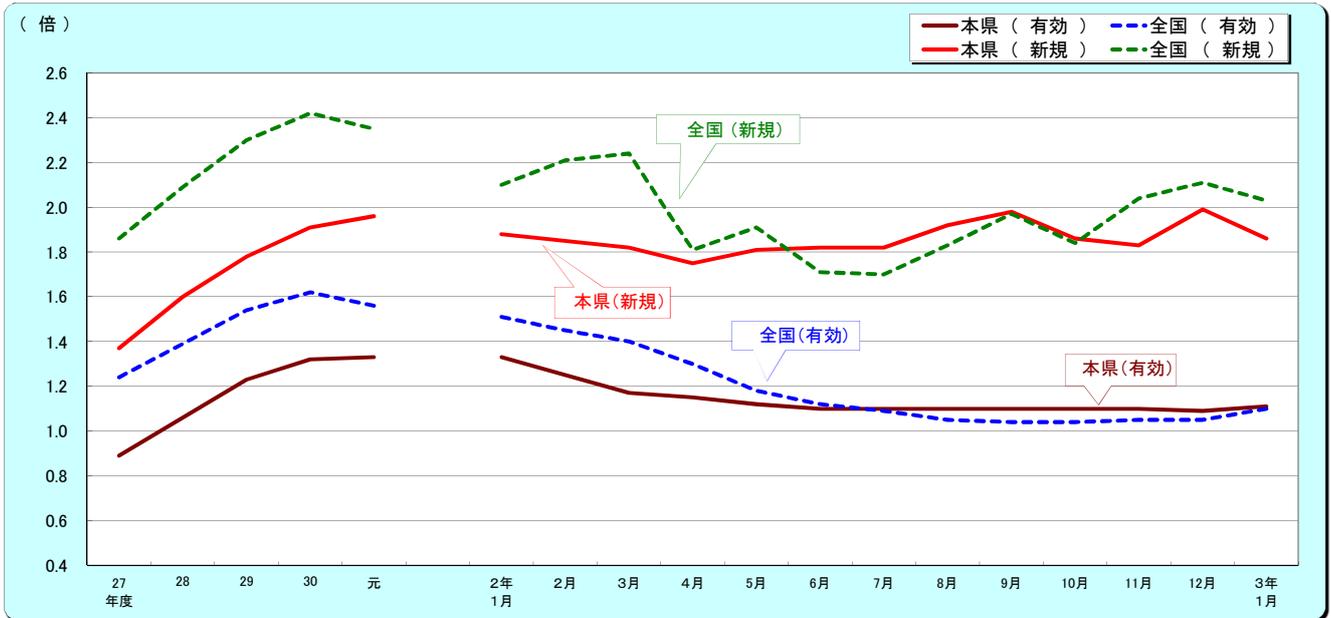


最近の雇用失業情勢 (令和3年1月分)

概況

- 鹿児島県の1月の有効求人倍率(季節調整値)は1.11倍となり、前月より0.02ポイント上回った。
なお、全国の1月の有効求人倍率(季節調整値)は1.10倍となり、前月より0.05ポイント上回った。
- 鹿児島県の1月の就業地別有効求人倍率(季節調整値)は1.17倍となり、前月より0.03ポイント上回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		27年度	28	29	30	元	2年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月
有効求人倍率	本県	0.89	1.06	1.23	1.32	1.33	1.33	1.25	1.17	1.15	1.12	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.11
	全国	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.51	1.45	1.40	1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10
新規求人倍率	本県	1.36	1.59	1.78	1.92	1.95	1.88	1.85	1.82	1.75	1.81	1.82	1.82	1.92	1.98	1.86	1.83	1.99	1.86
	全国	1.86	2.08	2.29	2.42	2.35	2.10	2.21	2.24	1.81	1.91	1.71	1.70	1.83	1.97	1.84	2.04	2.11	2.03

*2年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

*季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

1月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ0.1%減と13ヶ月連続の減少となった。

1月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(36.6%増)は2ヶ月ぶりの増加、【製造業】(8.2%増)は2ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(19.3%減)は14ヶ月連続の減少、【卸売業、小売業】(12.5%減)は2ヶ月連続の減少、【宿泊業、飲食サービス業】(11.5%減)は16ヶ月連続の減少、【医療、福祉】(5.8%増)は13ヶ月ぶりの増加、【サービス業】(33.9%増)は16ヶ月ぶりの増加となった。

1月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ6.5%減と13ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

新産業分類	令和元年度 (月平均)		令和2年							
			10月	11月	12月	1月				
新規求人数	14,525	(▲ 3.5)	14,097	(▲ 15.1)	13,257	(▲ 9.4)	12,547	(▲ 3.8)	14,954	(▲ 0.1)
D 建設業	1,227	(0.3)	1,424	(10.0)	1,372	(9.5)	1,184	(▲ 1.0)	1,488	(36.6)
E 製造業	1,244	(▲ 12.3)	1,267	(▲ 6.3)	1,136	(▲ 12.3)	1,222	(22.8)	1,168	(8.2)
H 運輸業、郵便業	622	(▲ 1.9)	539	(▲ 26.0)	553	(▲ 28.9)	420	(▲ 22.2)	447	(▲ 19.3)
I 卸売業、小売業	2,101	(▲ 8.3)	1,750	(▲ 39.3)	2,017	(5.5)	1,645	(▲ 1.3)	2,096	(▲ 12.5)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,000	(▲ 14.3)	738	(▲ 27.1)	679	(▲ 33.6)	808	(▲ 5.8)	686	(▲ 11.5)
P 医療、福祉	4,439	(4.4)	4,480	(▲ 7.9)	3,919	(▲ 11.0)	4,181	(▲ 0.7)	4,925	(5.8)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,478	(▲ 12.6)	1,649	(▲ 11.3)	1,208	(▲ 18.9)	1,023	(▲ 0.6)	1,675	(33.9)
有効求人数	41,280	(▲ 1.5)	36,346	(▲ 14.7)	37,500	(▲ 11.3)	37,586	(▲ 8.7)	38,519	(▲ 6.5)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

1月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ2.2%減と2ヶ月連続の減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比で見ると、在職求職者(2.1%減)は2ヶ月連続の減少となった。

また、離職求職者(0.4%減)は7ヶ月連続の減少、無業求職者(15.2%減)は16ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(7.0%増)は2ヶ月ぶりの増加となった。

自己都合離職者(1.2%減)は13ヶ月連続の減少となった。

1月の受給資格決定件数(5.6%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。

また、受給者実人員(14.4%増)は8ヶ月連続の増加となった。

1月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ11.4%増と7ヶ月連続の増加となった。

()内前年同月比(%)

	令和元年度 (月平均)		令和2年							
			10月		11月		12月		1月	
新規求職者数	7,432	(▲ 5.4)	6,888	(▲ 8.0)	6,246	(1.0)	5,155	(▲ 8.4)	7,922	(▲ 2.2)
44歳以下	3,848	(▲ 9.1)	3,479	(▲ 9.7)	3,504	(6.8)	2,620	(▲ 10.6)	3,931	(▲ 4.1)
※うち34歳以下	2,306	(▲ 10.3)	2,066	(▲ 10.0)	2,168	(9.6)	1,585	(▲ 6.9)	2,381	(▲ 1.4)
45歳以上	3,584	(1.0)	3,409	(▲ 6.2)	2,742	(▲ 5.6)	2,535	(▲ 6.0)	3,991	(▲ 0.2)
うち55歳以上	2,237	(1.1)	2,189	(▲ 1.6)	1,783	(▲ 0.5)	1,569	(▲ 1.6)	2,535	(1.2)
うち65歳以上	837	(3.9)	907	(14.5)	689	(0.6)	608	(12.6)	1,012	(11.7)
雇用保険受給資格決定件数	1,977	(▲ 2.6)	(*)2,212	(6.7)	(*)1,450	(▲ 3.7)	(*)1,309	(1.9)	(*)1,946	(▲ 5.6)
有効求職者数	31,005	(▲ 2.1)	32,842	(5.4)	32,599	(9.6)	31,398	(11.3)	32,350	(11.4)
44歳以下	15,058	(▲ 5.4)	15,617	(2.6)	15,754	(8.5)	15,131	(10.1)	15,528	(10.2)
※うち34歳以下	9,051	(▲ 6.2)	9,323	(2.0)	9,436	(8.2)	9,082	(10.7)	9,387	(11.9)
45歳以上	15,946	(1.1)	17,225	(8.0)	16,845	(10.7)	16,267	(12.4)	16,822	(12.5)
うち55歳以上	10,303	(3.0)	11,062	(8.4)	11,000	(12.4)	10,520	(14.9)	10,722	(12.8)
うち65歳以上	3,484	(7.3)	3,623	(10.1)	3,658	(12.7)	3,458	(15.2)	3,563	(11.9)
雇用保険受給者実人員	6,124	(▲ 1.1)	7,605	(17.0)	6,949	(19.6)	6,693	(14.5)	6,525	(14.4)

(*)速報値のため修正があらう

※(新規常用求職者態様別内訳)

()内前年同月比(%)

	令和元年度 (月平均)		令和2年							
			10月		11月		12月		1月	
新規常用求職者	7,360	(▲ 5.5)	6,846	(▲ 8.1)	6,199	(0.9)	5,120	(▲ 8.2)	7,858	(▲ 2.2)
在職求職者	2,095	(▲ 4.9)	1,718	(▲ 22.3)	2,069	(14.2)	1,718	(▲ 9.8)	2,540	(▲ 2.1)
離職求職者	4,549	(▲ 4.9)	4,451	(▲ 1.0)	3,479	(▲ 5.4)	2,990	(▲ 5.7)	4,733	(▲ 0.4)
うち事業主都合	942	(▲ 11.9)	969	(5.6)	734	(7.3)	692	(▲ 4.0)	886	(7.0)
うち自己都合	3,343	(▲ 2.8)	3,250	(▲ 3.1)	2,566	(▲ 8.3)	2,153	(▲ 6.9)	3,607	(▲ 1.2)
無業求職者	715	(▲ 11.1)	677	(▲ 8.4)	651	(▲ 0.8)	412	(▲ 17.8)	585	(▲ 15.2)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

1月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ9.9%減と16ヶ月連続の減少となった。

()内前年同月比(%)

	令和元年度 (月平均)		令和2年							
			10月		11月		12月		1月	
就職件数	2,991	(▲ 8.7)	2,598	(▲ 18.4)	2,269	(▲ 11.6)	2,169	(▲ 9.9)	2,252	(▲ 9.9)
44歳以下	1,596	(▲ 12.6)	1,345	(▲ 20.3)	1,228	(▲ 9.8)	1,197	(▲ 6.7)	1,181	(▲ 8.8)
※うち34歳以下	856	(▲ 13.4)	722	(▲ 21.4)	657	(▲ 10.1)	634	(▲ 6.6)	619	(▲ 4.9)
45歳以上	1,395	(▲ 3.8)	1,253	(▲ 16.3)	1,041	(▲ 13.5)	972	(▲ 13.4)	1,071	(▲ 11.1)
うち55歳以上	761	(▲ 1.9)	678	(▲ 14.6)	635	(▲ 9.2)	570	(0.5)	582	(▲ 11.4)
うち65歳以上	195	(2.1)	159	(▲ 20.5)	199	(11.2)	134	(2.3)	148	(▲ 8.6)
雇用保険受給者	791	(▲ 0.4)	781	(▲ 10.4)	671	(▲ 5.9)	597	(▲ 11.4)	599	(▲ 2.3)

5. 完全失業率(全国)

	30年平均	元年平均	2年平均	2年8月	2年9月	2年10月	2年11月	2年12月	3年1月
完全失業率 (%)	2.4	2.4	2.8	3.0	3.0	3.1	3.0	3.0	2.9
完全失業者数(万人)	166	162	191	206	210	215	195	194	197

※完全失業率は季節調整値

*下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の職業紹介状況(原数値)

()内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和元年度 (月平均)		令和2年							
			10月	11月		12月		1月		
正社員新規求人倍率	1.40	(0.10)	1.60	(0.08)	1.58	(▲ 0.08)	1.83	(0.15)	1.37	(0.12)
正社員新規求人数	6,486	(1.5)	6,755	(▲ 6.1)	6,201	(▲ 2.8)	6,038	(▲ 1.1)	6,857	(6.9)
全新規求人における 構成比	44.7%	(2.2)	47.9%	(4.6)	46.8%	(3.2)	48.1%	(1.3)	45.9%	(3.0)
新規常用フルタイム 求職者数	4,624	(▲ 5.8)	4,219	(▲ 10.6)	3,933	(2.1)	3,305	(▲ 9.0)	4,997	(▲ 2.6)
全新規求職者における 構成比	62.2%	(▲ 0.3)	61.3%	(▲ 1.7)	63.0%	(0.7)	64.1%	(▲ 0.5)	63.1%	(▲ 0.2)
正社員有効求人倍率	1.01	(0.06)	0.92	(▲ 0.13)	0.94	(▲ 0.14)	0.97	(▲ 0.12)	0.96	(▲ 0.10)
全 国	1.12	(▲ 0.01)	0.80	(▲ 0.35)	0.83	(▲ 0.35)	0.86	(▲ 0.35)	0.87	(▲ 0.26)
正社員有効求人数	18,690	(3.3)	17,741	(▲ 8.7)	17,913	(▲ 5.8)	18,070	(▲ 2.7)	18,417	(▲ 0.9)
全有効求人における 構成比	45.3%	(▲ 2.2)	48.8%	(3.2)	47.8%	(2.8)	48.1%	(3.0)	47.8%	(2.7)
有効常用フルタイム 求職者数	18,496	(▲ 2.9)	19,344	(4.1)	19,132	(8.3)	18,634	(9.8)	19,281	(9.8)
全求職者における 構成比	59.7%	(▲ 0.4)	58.9%	(▲ 0.7)	58.7%	(▲ 0.7)	59.3%	(▲ 0.9)	59.6%	(▲ 0.9)

※常用フルタイム求職者…パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

7.令和2年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	12,075	12,171	12,181	11,860	12,011	12,426	12,874	12,660	12,146	12,442		122,846
	有効求人	15,586	13,846	13,873	13,342	14,122	14,401	14,865	14,940	14,840	15,426		145,241
	求人倍率	1.29	1.14	1.14	1.12	1.18	1.16	1.15	1.18	1.22	1.24		1.18
北薩地域	有効求職	4,345	4,068	3,951	3,962	4,002	4,081	4,109	4,261	4,119	4,220		41,118
	有効求人	4,831	4,451	4,498	4,678	4,737	4,869	4,990	5,236	5,346	5,449		49,085
	求人倍率	1.11	1.09	1.14	1.18	1.18	1.19	1.21	1.23	1.30	1.29		1.19
川内	有効求職	2,155	2,064	2,000	1,974	2,025	2,065	2,108	2,237	2,198	2,274		21,100
	有効求人	2,238	2,111	2,086	2,179	2,213	2,282	2,289	2,522	2,577	2,646		23,143
	求人倍率	1.04	1.02	1.04	1.10	1.09	1.11	1.09	1.13	1.17	1.16		1.10
出水	有効求職	1,643	1,559	1,514	1,551	1,563	1,610	1,593	1,567	1,479	1,484		15,563
	有効求人	1,854	1,740	1,806	1,928	1,983	1,999	2,105	2,155	2,182	2,172		19,924
	求人倍率	1.13	1.12	1.19	1.24	1.27	1.24	1.32	1.38	1.48	1.46		1.28
宮之城	有効求職	547	445	437	437	414	406	408	457	442	462		4,455
	有効求人	739	600	606	571	541	588	596	559	587	631		6,018
	求人倍率	1.35	1.35	1.39	1.31	1.31	1.45	1.46	1.22	1.33	1.37		1.35
大隅地域	有効求職	4,399	4,141	4,182	4,006	4,061	4,061	4,116	4,147	4,113	4,251		41,477
	有効求人	5,158	4,688	4,831	4,661	4,687	4,998	5,156	5,536	5,356	5,607		50,678
	求人倍率	1.17	1.13	1.16	1.16	1.15	1.23	1.25	1.33	1.30	1.32		1.22
鹿屋	有効求職	2,994	2,813	2,848	2,726	2,764	2,772	2,848	2,754	2,601	2,693		27,813
	有効求人	3,441	3,092	3,184	3,138	3,133	3,311	3,470	3,567	3,438	3,438		33,212
	求人倍率	1.15	1.10	1.12	1.15	1.13	1.19	1.22	1.30	1.32	1.28		1.19
大隅	有効求職	1,405	1,328	1,334	1,280	1,297	1,289	1,268	1,393	1,512	1,558		13,664
	有効求人	1,717	1,596	1,647	1,523	1,554	1,687	1,686	1,969	1,918	2,169		17,466
	求人倍率	1.22	1.20	1.23	1.19	1.20	1.31	1.33	1.41	1.27	1.39		1.28
南薩地域	有効求職	4,214	4,152	4,147	4,084	4,093	4,095	4,145	4,095	3,915	3,841		40,781
	有効求人	3,815	3,311	3,322	3,425	3,463	3,723	4,077	4,052	4,189	3,948		37,325
	求人倍率	0.91	0.80	0.80	0.84	0.85	0.91	0.98	0.99	1.07	1.03		0.92
加世田	有効求職	1,554	1,513	1,504	1,531	1,531	1,557	1,563	1,543	1,444	1,494		15,234
	有効求人	1,483	1,265	1,311	1,357	1,386	1,413	1,507	1,424	1,457	1,518		14,121
	求人倍率	0.95	0.84	0.87	0.89	0.91	0.91	0.96	0.92	1.01	1.02		0.93
伊集院	有効求職	1,635	1,632	1,631	1,559	1,549	1,511	1,537	1,481	1,441	1,494		15,470
	有効求人	1,418	1,290	1,264	1,259	1,263	1,475	1,579	1,559	1,633	1,392		14,132
	求人倍率	0.87	0.79	0.77	0.81	0.82	0.98	1.03	1.05	1.13	0.93		0.91
指宿	有効求職	1,025	1,007	1,012	994	1,013	1,027	1,045	1,071	1,030	853		10,077
	有効求人	914	756	747	809	814	835	991	1,069	1,099	1,038		9,072
	求人倍率	0.89	0.75	0.74	0.81	0.80	0.81	0.95	1.00	1.07	1.22		0.90
始良地域	有効求職	5,396	5,201	5,110	4,913	5,008	5,122	5,207	5,153	4,950	5,420		51,480
	有効求人	4,748	4,179	4,321	4,432	4,511	4,578	5,308	5,608	5,727	5,874		49,286
	求人倍率	0.88	0.80	0.85	0.90	0.90	0.89	1.02	1.09	1.16	1.08		0.96
国分	有効求職	4,604	4,437	4,347	4,166	4,264	4,365	4,445	4,403	4,243	4,688		43,962
	有効求人	4,084	3,571	3,723	3,809	3,867	3,879	4,582	4,850	4,971	5,081		42,417
	求人倍率	0.89	0.80	0.86	0.91	0.91	0.89	1.03	1.10	1.17	1.08		0.96
大口	有効求職	792	764	763	747	744	757	762	750	707	732		7,518
	有効求人	664	608	598	623	644	699	726	758	756	793		6,869
	求人倍率	0.84	0.80	0.78	0.83	0.87	0.92	0.95	1.01	1.07	1.08		0.91
熊毛地域	有効求職	620	696	788	777	721	658	653	631	579	591		6,714
	有効求人	629	585	542	544	572	607	630	705	671	676		6,161
	求人倍率	1.01	0.84	0.89	0.70	0.79	0.92	0.96	1.12	1.16	1.14		0.92
奄美地域	有効求職	1,969	1,745	1,709	1,731	1,719	1,708	1,738	1,652	1,576	1,585		17,132
	有効求人	1,405	1,237	1,196	1,207	1,282	1,242	1,320	1,423	1,457	1,539		13,308
	求人倍率	0.71	0.71	0.70	0.70	0.75	0.73	0.76	0.86	0.92	0.97		0.78
県計	有効求職	33,018	32,174	32,068	31,333	31,615	32,151	32,842	32,599	31,398	32,350		321,548
	有効求人	36,172	32,297	32,583	32,289	33,374	34,418	36,346	37,500	37,586	38,519		351,084
	求人倍率	1.10	1.00	1.02	1.03	1.06	1.07	1.11	1.15	1.20	1.19		1.09

※地域別:安定所の管轄区分

鹿児島地域…鹿児島 北薩地域…川内、出水、宮之城 大隅地域…鹿屋、大隅 南薩地域…加世田、伊集院、指宿
始良地域…国分、大口 熊毛地域…熊毛 奄美地域…名瀬

就業地別の求人数を用いた有効求人倍率(季節調整値) 令和3年1月

「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→ 実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 鹿児島県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.17倍で受理地別の有効求人倍率(1.11倍)より0.06ポイント高い。

	① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②/①	⑤ 就業地別 有効求人倍率 ③/①	⑥差 ⑤ - ④
令和2年1月	30,658	40,714	43,193	1.33	1.41	0.08
2月	30,656	38,384	40,660	1.25	1.33	0.07
3月	30,517	35,840	38,176	1.17	1.25	0.08
4月	30,691	35,207	37,432	1.15	1.22	0.07
5月	30,694	34,325	36,661	1.12	1.19	0.08
6月	30,915	34,157	36,010	1.10	1.16	0.06
7月	31,545	34,572	36,813	1.10	1.17	0.07
8月	32,195	35,340	37,475	1.10	1.16	0.07
9月	32,309	35,436	37,651	1.10	1.17	0.07
10月	32,687	35,948	38,069	1.10	1.16	0.06
11月	33,604	36,900	38,780	1.10	1.15	0.06
12月	34,148	37,148	39,022	1.09	1.14	0.05
令和3年1月	34,240	37,965	40,070	1.11	1.17	0.06

(資料出所)鹿児島労働局

- ※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
- ※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。
- ※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。
- ※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人を割り当てて配分している。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金

支給申請・決定状況：鹿児島労働局

2021. 2. 20 現在

業 種	申請件数 (決定件数)
飲 食 業	4,738 件 (4,665)
製 造 業	2,985 件 (2,967)
小 売 業	2,251 件 (2,224)
サービス業	1,619 件 (1,601)
宿 泊 業	1,440 件 (1,432)
道路旅客運送業等	830 件 (824)
建 設 業	816 件 (807)
卸 売 業	722 件 (713)
娛 楽 業	650 件 (644)
農 業・漁 業	184 件 (178)
その他	3,817 件 (3,760)
計	20,052 件 (19,815)

※業種は日本標準産業分類による

コロナに負けるな！

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響

新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響については

「解雇等見込み労働者数」として労働局及びハローワークに寄せられた相談・報告を基に集計しております。

集計を始めた令和2年2月1日からの累計として、毎週火曜日14時に前週の金曜日時点までに各ハローワークで把握した「解雇等見込み労働者数」を、厚生労働省のホームページにおいて発表しています。

ハローワークでは事業所から解雇・雇い止めなどにより離職した方々を支援するために、当該離職者の雇い入れを希望する事業主に積極的に紹介します。

また、住居・生活等に関する相談も、専門相談アドバイザーが、就職、住居・生活まで、自治体の担当者とも連携しつつ一体的に支援を行います。

《参考》

2月19日現在 解雇等見込み者数 1,105人
(全国 88,574人)



報道関係者 各位

令和3年3月2日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 訓練室

室長 地頭 政 (内線 120)

室長補佐 下野 智江 (内線 121)

電話 099-219-8711

令和3年3月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況（令和3年1月末現在）

鹿児島労働局（局長 三輪 宗文）では、令和3年3月新規高等学校卒業予定者の求人・求職状況などの把握のための調査を行い、令和3年1月末現在の状況を取りまとめましたので公表します。

【結果の概要(詳細は2頁以降に記載)】

- 求人数 5,415人 対前年同月から11.8% (723人) 減 ※1
- 求職者数 3,435人 同15.6% (637人) 減 ※2
- 求人倍率 1.58倍 同0.07ポイント増 ※3
- 就職内定者数 3,310人 同15.8% (622人) 減 ※4
- 就職内定率 96.4% 同0.2ポイント減

※1. 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。

※2. 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。

※3. 求人倍率は、厚生労働省本省発表にあわせて全求職者と県内求人により算出しています。

※4. 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

今年度は採用選考期日が1か月後ろ倒しとなったことや、対面での学校説明会等の中止等、生徒は就職活動において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けましたが、令和3年1月末現在の就職内定率は前年同月の水準となりました。

卒業が間近に迫る中、未内定者に対しては、学校等関係機関と連携し、新卒応援ハローワークをはじめ県内各ハローワークからの呼びかけをさらに強化するとともに、未内定者が抱える事情は生徒ごとに異なることから、就職支援ナビゲーター※を中心として、生徒が抱える事情・課題に寄り添い支援を続けます。

※ 新卒者等の就職支援を専門とする職業相談員(キャリアコンサルタント等の資格保持者や企業の人事労務管理経験者等)

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職の状況 〈 令和3年3月卒業予定者 〉

鹿児島労働局

区分	令和3年1月末現在			前年同月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求人数	5,415	/	/	6,138	/	/	▲723	▲11.8%
2 求職者数	3,435	1,916	1,519	4,072	2,276	1,796	▲637	▲15.6%
うち県内(1)	1,946	998	948	2,196	1,071	1,125	▲250	▲11.4%
うち県外	1,489	918	571	1,876	1,205	671	▲387	▲20.6%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	56.7%	52.1%	62.4%	53.9%	47.1%	62.6%	—	2.8P
3 求人倍率 【 1 / 2 】	1.58	/	/	1.51	/	/	—	0.07P
4 就職内定者数	3,310	1,836	1,474	3,932	2,183	1,749	▲622	▲15.8%
うち県内(2)	1,830	923	907	2,072	984	1,088	▲242	▲11.7%
うち県外	1,480	913	567	1,860	1,199	661	▲380	▲20.4%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	55.3%	50.3%	61.5%	52.7%	45.1%	62.2%	—	2.6P
5 就職内定率 【 4 / 2 】	96.4%	95.8%	97.0%	96.6%	95.9%	97.4%	—	▲0.2P
うち県内	94.0%	92.5%	95.7%	94.4%	91.9%	96.7%	—	▲0.4P
うち県外	99.4%	99.5%	99.3%	99.1%	99.5%	98.5%	—	0.3P
6 就職未内定者数 【 2 - 4 】	125	80	45	140	93	47	▲15	▲10.7%

* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。

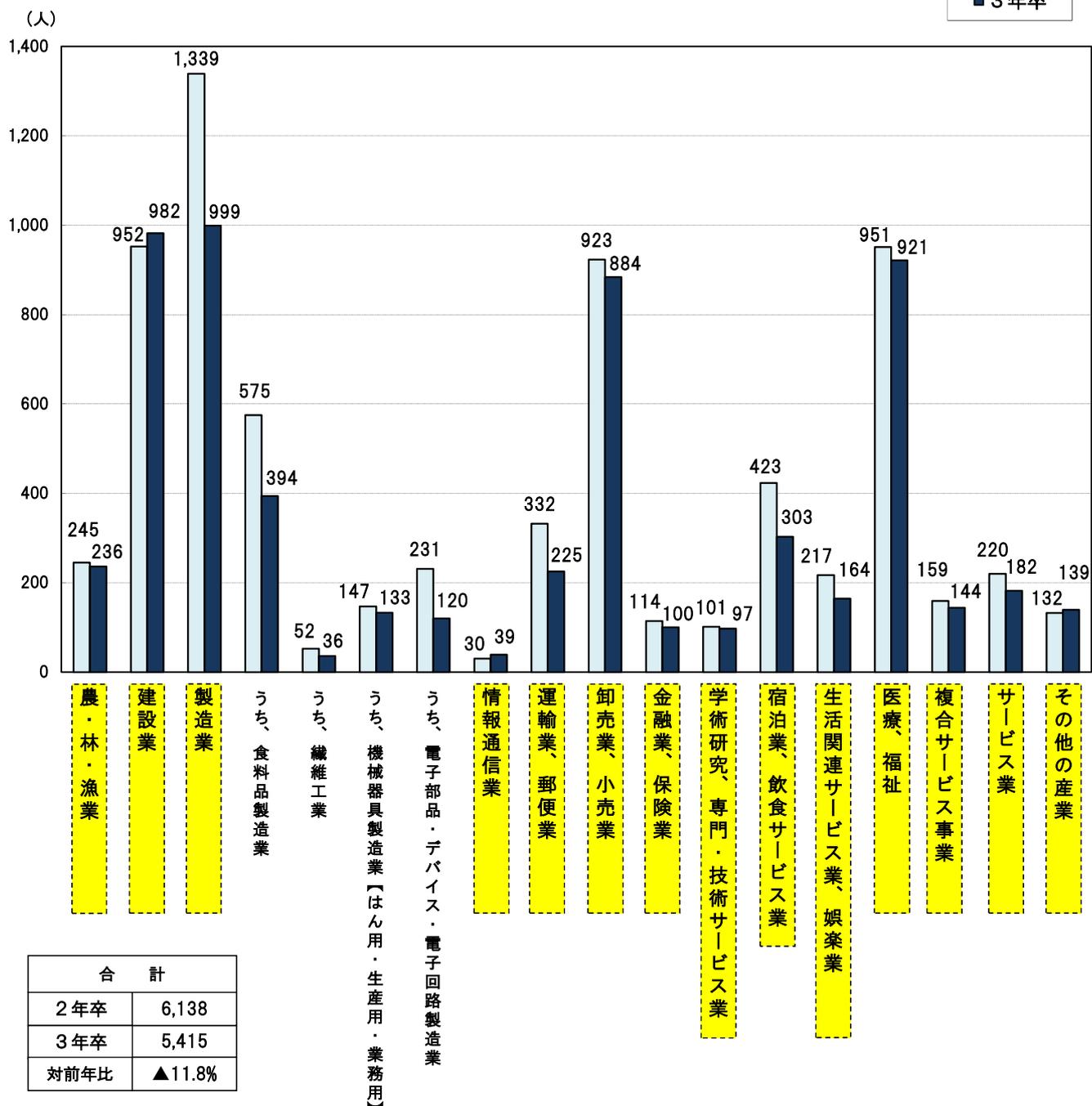
* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。

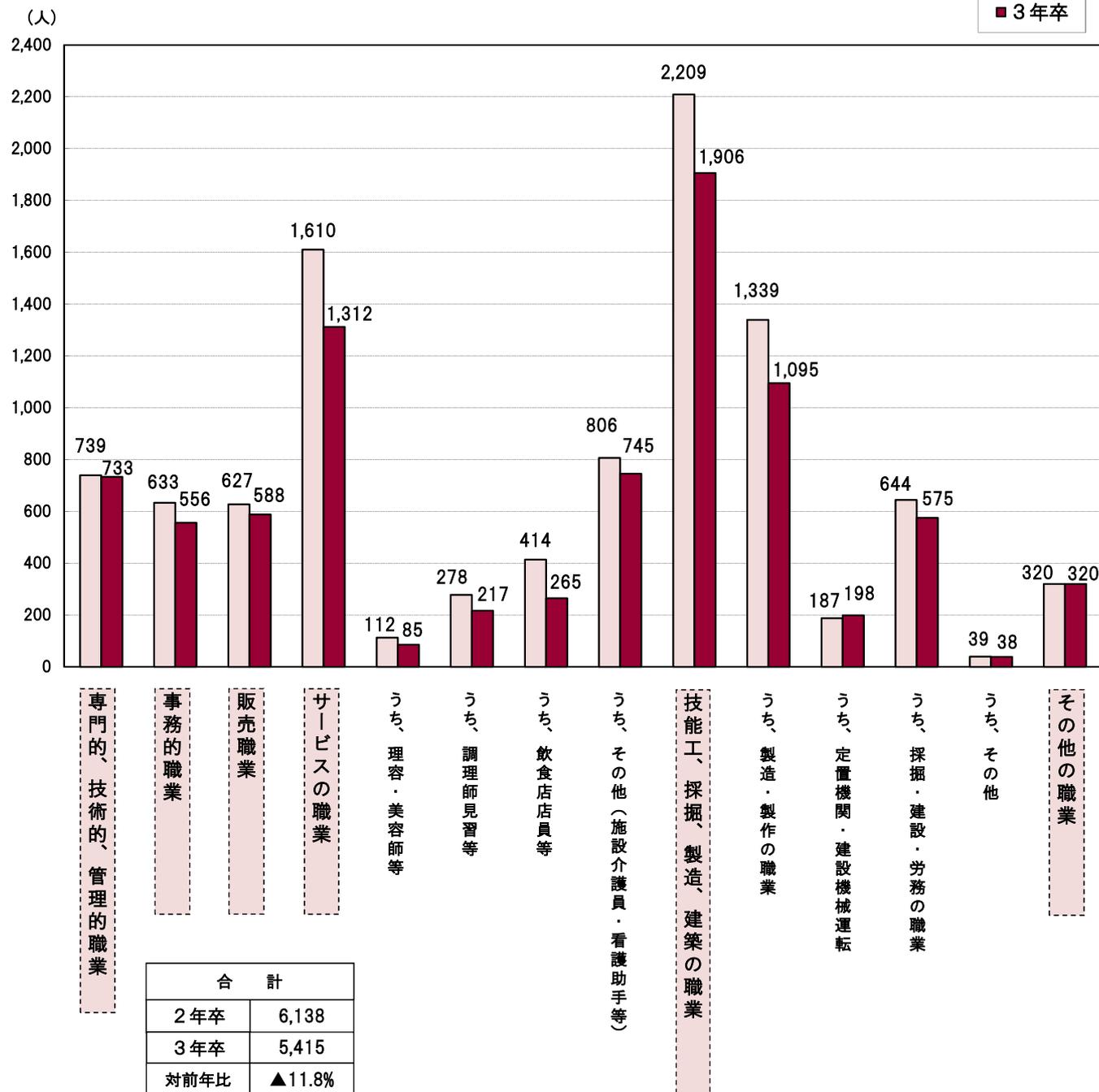
 自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

高校 県内求人受理状況（産業別） 各年1月末現在

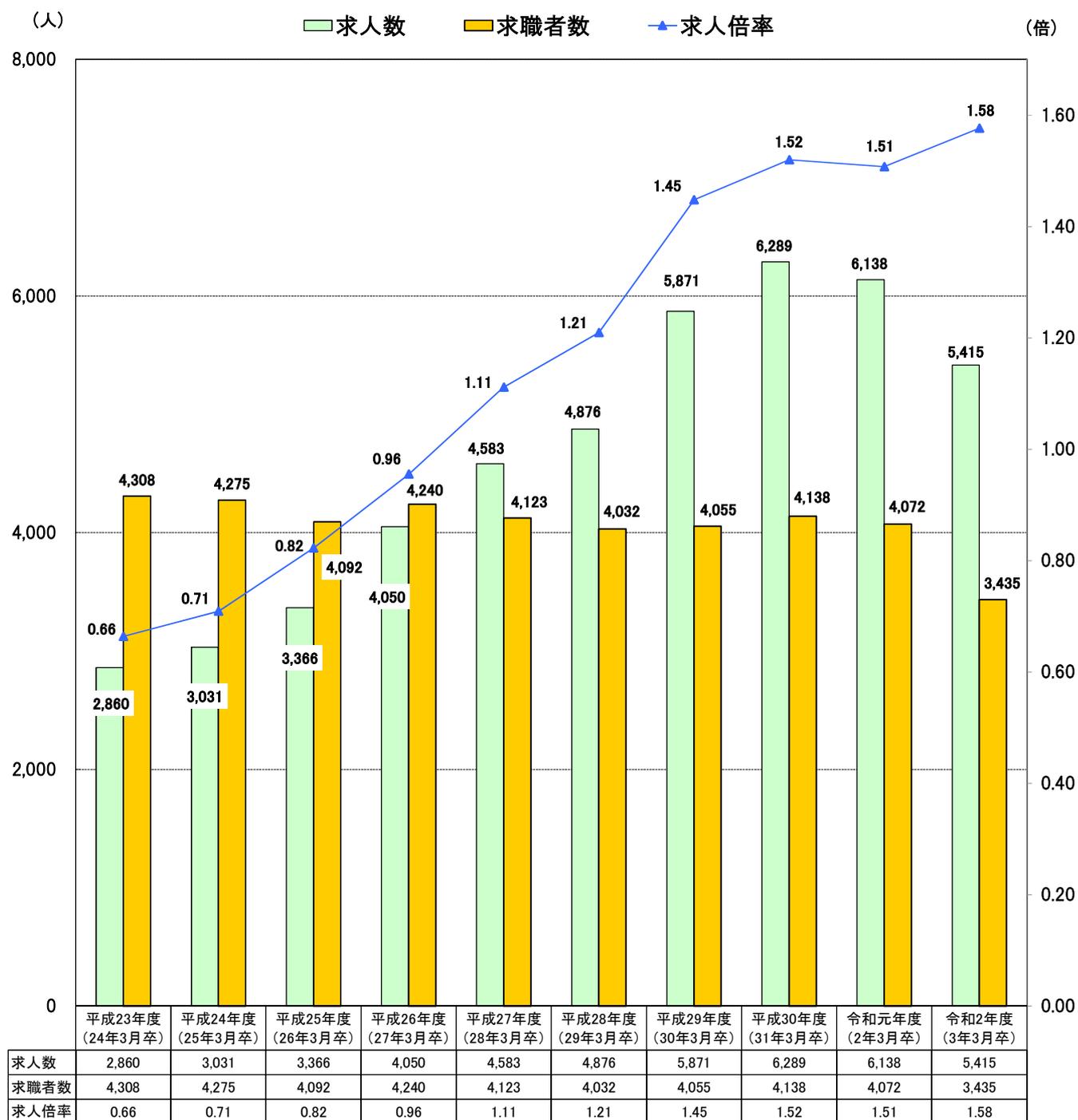
□ 2年卒
■ 3年卒



高校 県内求人受理状況（職業別）各年1月末現在



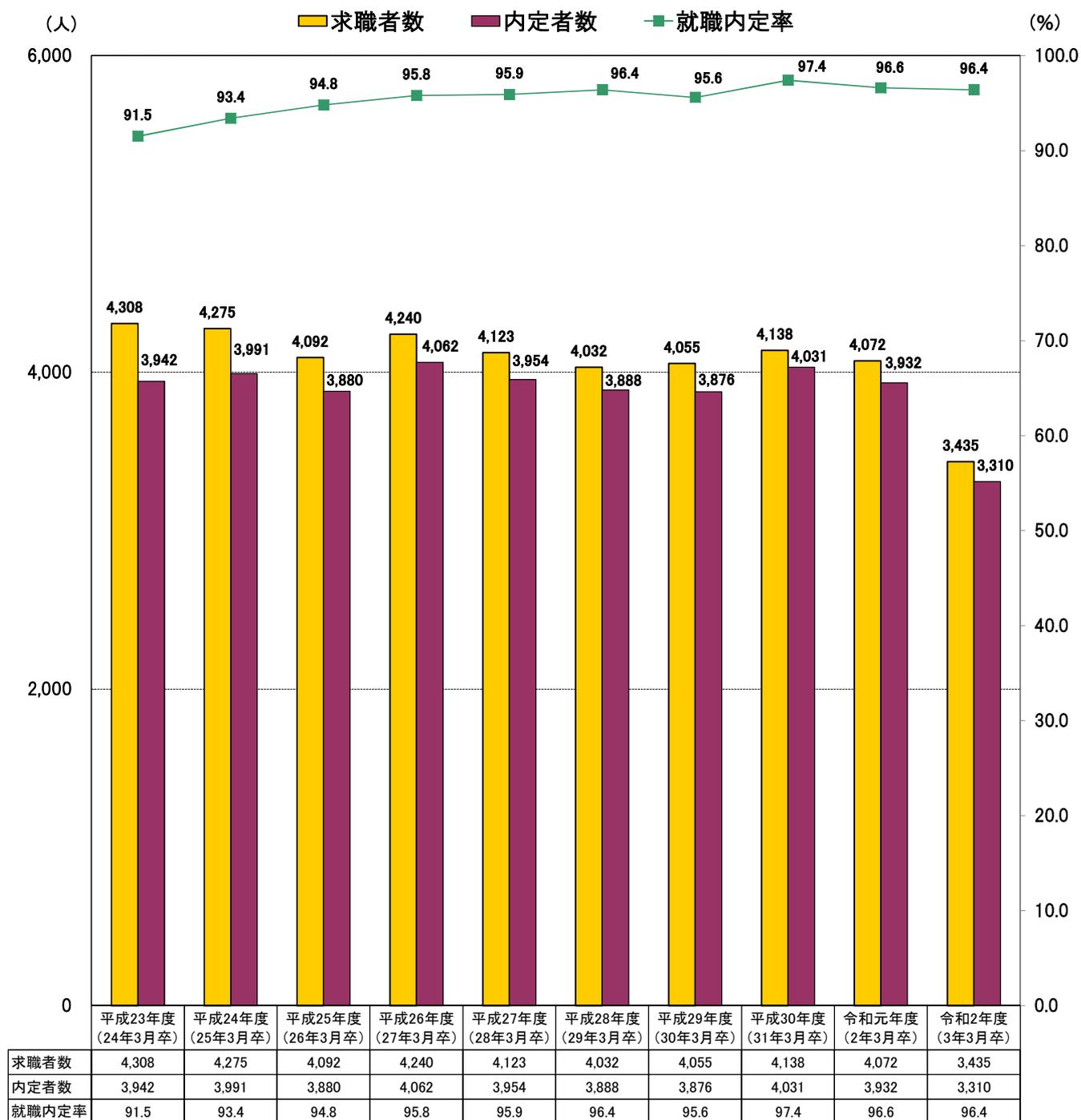
高校新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年1月末現在）



* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

高校新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年1月末現在）



* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

報道関係者 各位

令和3年3月2日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 訓練室

室長 地頭 政（内線120）

室長補佐 下野 智江（内線121）

電話 099-219-8711

令和3年3月新規大学等卒業予定者職業紹介状況（令和3年1月末現在）

鹿児島労働局（局長 三輪 宗文）では、令和3年3月新規大学等卒業予定者の求人・求職状況などの把握のための調査を行い、令和3年1月末現在の状況を取りまとめましたので公表します。

【就職内定率の概要（詳細は2頁以降に記載）】

【大学（6大学）】

○ 県内、県外を合わせた就職内定率は81.8% 対前年同月から4.0ポイント減

【短期大学（4短期大学）】

○ 県内、県外を合わせた就職内定率は89.2% 対前年同月から2.6ポイント増

新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、新規大学卒業予定者の就職内定率が4ポイント以上減少したのは、平成21年度（平成22年3月卒業者）以来となりました。

鹿児島労働局・各ハローワークでは、引き続き今後の動向を注視していくとともに、就職支援ナビゲーター※の大学等への定期的な出張相談やオンラインによる就職活動相談のほか、個別支援が必要な学生等を新卒応援ハローワーク等に誘導し重点的に支援を行うなど、大学等との情報共有・連携により“就職をあきらめさせない、一人にさせない”支援に取り組んでまいります。

※ 新卒者等の就職支援を専門とする職業相談員（キャリアコンサルタント等の資格保持者や企業の人事労務管理経験者等）

新規大学卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令和3年3月卒業予定者 〉

鹿児島労働局

区分	令和3年1月末現在			前年同月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求人数	4,460			4,377			83	1.9%
2 求職者数	1,802	1,017	785	1,848	1,031	817	▲46	▲2.5%
うち県内(1)	882	482	400	865	462	403	17	2.0%
うち県外	920	535	385	983	569	414	▲63	▲6.4%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【(1)/2】	48.9%	47.4%	51.0%	46.8%	44.8%	49.3%	—	2.1P
3 求人倍率 【1/2】	2.48			2.37			—	0.11P
4 就職内定者数	1,474	803	671	1,586	869	717	▲112	▲7.1%
うち県内(2)	680	352	328	694	356	338	▲14	▲2.0%
うち県外	794	451	343	892	513	379	▲98	▲11.0%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【(2)/4】	46.1%	43.8%	48.9%	43.8%	41.0%	47.1%	—	2.3P
5 就職内定率 【4/2】	81.8%	79.0%	85.5%	85.8%	84.3%	87.8%	—	▲4.0P
うち県内	77.1%	73.0%	82.0%	80.2%	77.1%	83.9%	—	▲3.1P
うち県外	86.3%	84.3%	89.1%	90.7%	90.2%	91.5%	—	▲4.4P
6 就職未内定者数 【2-4】	328	214	114	262	162	100	66	25.2%

(参考)

この公表データは、鹿児島労働局管内の大学6校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

新規短大卒業者の求人・求職・就職の状況

（令和3年3月卒業予定者）

鹿児島労働局

区分	令和3年1月末現在			前年同月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求人数	2,348			2,381			▲33	▲1.4%
2 求職者数	693	17	676	747	17	730	▲54	▲7.2%
うち県内(1)	594	13	581	621	16	605	▲27	▲4.3%
うち県外	99	4	95	126	1	125	▲27	▲21.4%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【(1)/2】	85.7%	76.5%	85.9%	83.1%	94.1%	82.9%	—	2.6P
3 求人倍率 【1/2】	3.39			3.19			—	0.20P
4 就職内定者数	618	10	608	647	12	635	▲29	▲4.5%
うち県内(2)	528	7	521	525	11	514	3	0.6%
うち県外	90	3	87	122	1	121	▲32	▲26.2%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【(2)/4】	85.4%	70.0%	85.7%	81.1%	91.7%	80.9%	—	4.3P
5 就職内定率 【4/2】	89.2%	58.8%	89.9%	86.6%	70.6%	87.0%	—	2.6P
うち県内	88.9%	53.8%	89.7%	84.5%	68.8%	85.0%	—	4.4P
うち県外	90.9%	75.0%	91.6%	96.8%	100.0%	96.8%	—	▲5.9P
6 就職未内定者数 【2-4】	75	7	68	100	5	95	▲25	▲25.0%

(参考)

この公表データは、鹿児島労働局管内の短期大学4校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

新規高等専門学校卒業者の求人・求職・就職の状況 (令和3年3月卒業予定者)

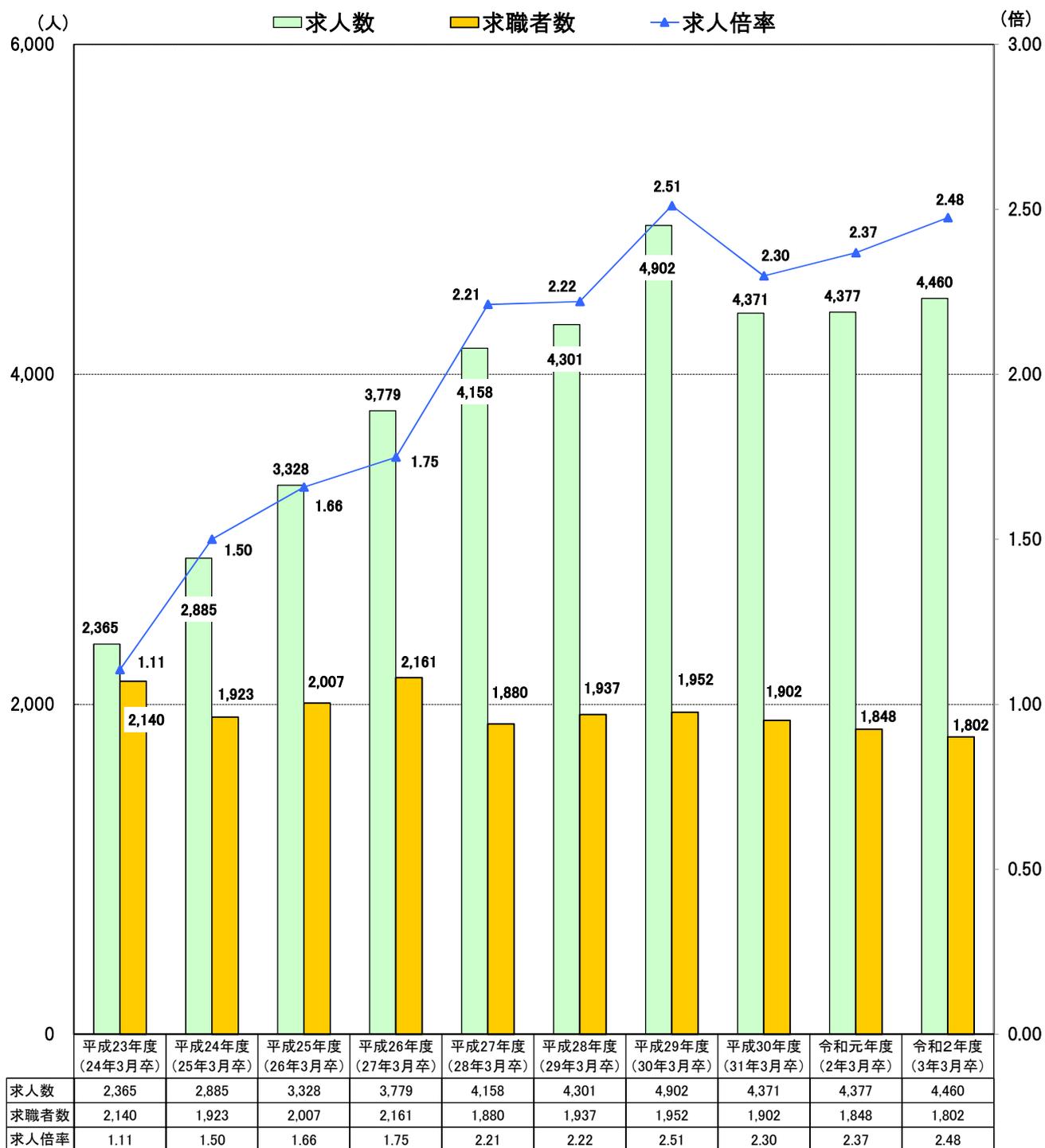
鹿児島労働局

区分	令和3年1月末現在			前年同月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求人数	232			231			1	0.4%
2 求職者数	138	125	13	128	112	16	10	7.8%
うち県内(1)	16	14	2	23	21	2	▲7	▲30.4%
うち県外	122	111	11	105	91	14	17	16.2%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【(1)/2】	11.6%	11.2%	15.4%	18.0%	18.8%	12.5%	—	▲6.4P
3 求人倍率 【1/2】	1.68			1.80			—	▲0.12P
4 就職内定者数	135	122	13	127	111	16	8	6.3%
うち県内(2)	14	12	2	23	21	2	▲9	▲39.1%
うち県外	121	110	11	104	90	14	17	16.3%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【(2)/4】	10.4%	9.8%	15.4%	18.1%	18.9%	12.5%	—	▲7.7P
5 就職内定率 【4/2】	97.8%	97.6%	100.0%	99.2%	99.1%	100.0%	—	▲1.4P
うち県内	87.5%	85.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	▲12.5P
うち県外	99.2%	99.1%	100.0%	99.0%	98.9%	100.0%	—	0.2P
6 就職未内定者数 【2-4】	3	3	0	1	1	0	2	200.0%

(参考)

この公表データは、鹿児島労働局管内の高等専門学校1校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめ、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

大学新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年1月末現在）

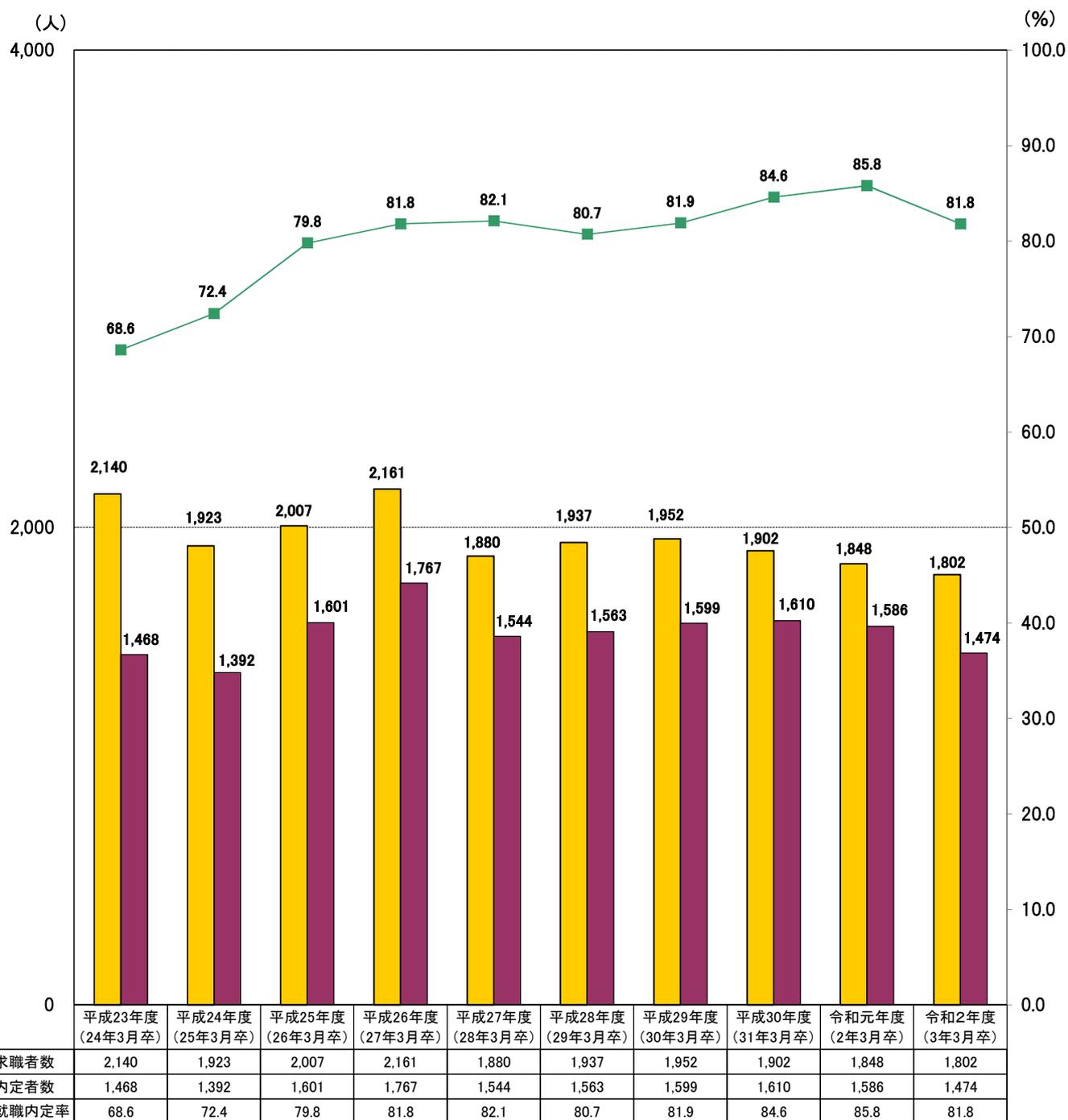


* 求人数は、各大学等が受理した県内求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

大学新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年1月末現在）

■ 求職者数 ■ 内定者数 ■ 就職内定率

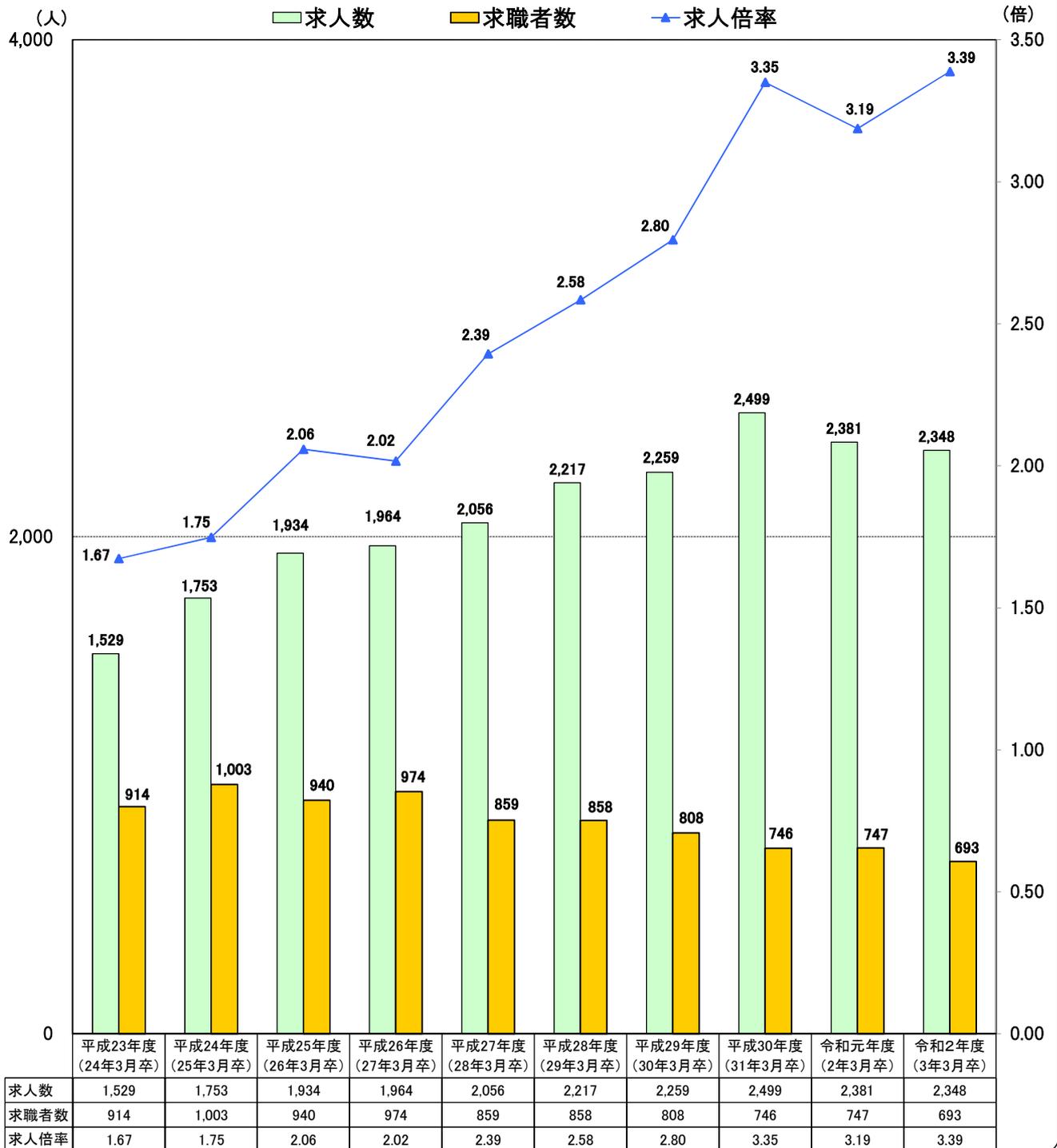


* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した学生の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

短大新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年1月末現在）

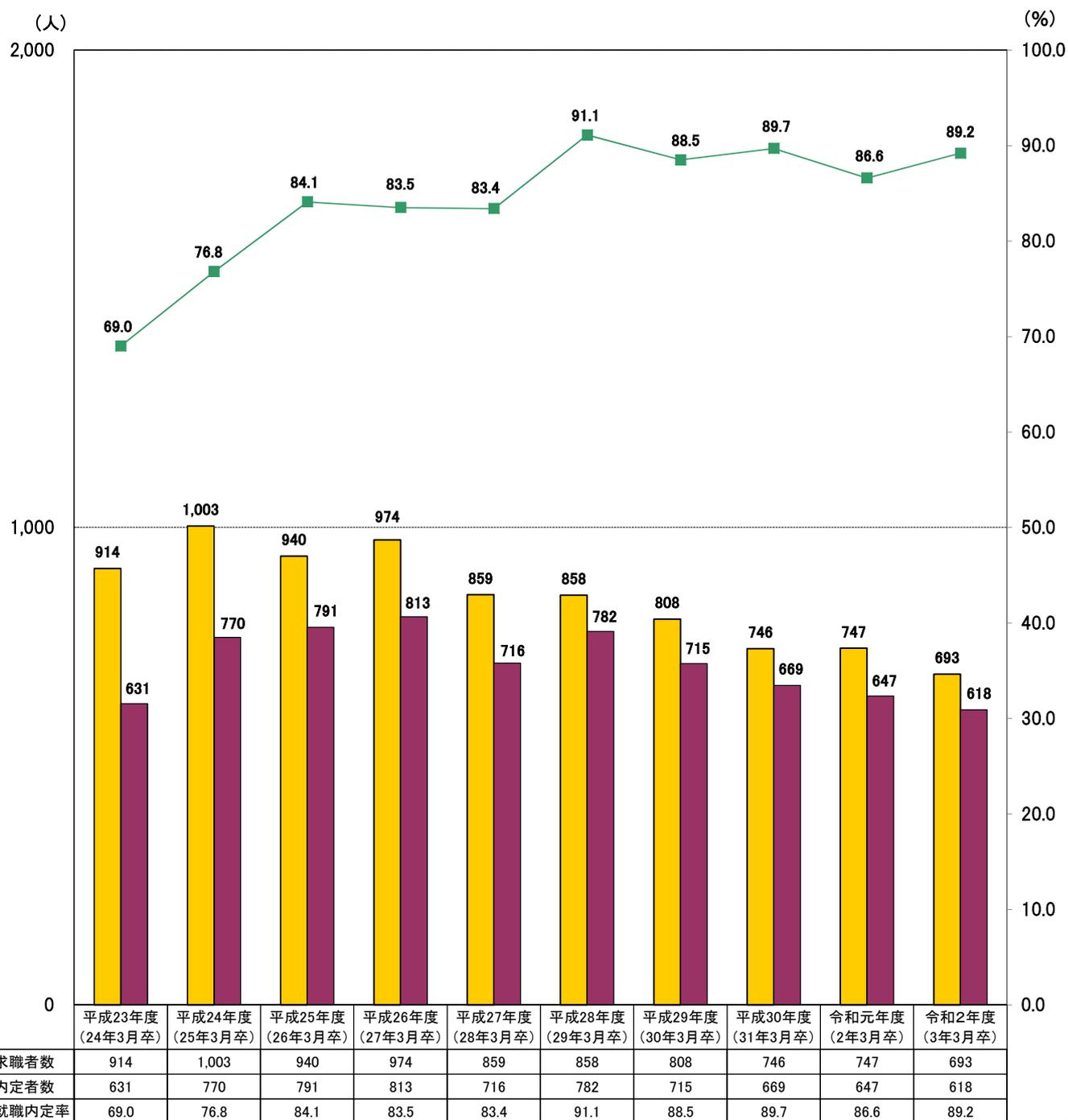


* 求人数は、各大学等が受理した県内求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

短大新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年1月末現在）

■ 求職者数 ■ 内定者数 ■ 就職内定率



* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した学生の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

新卒応援ハローワーク「オンライン職業相談」の 開始について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業説明会の中止や休校等、大学生の就職活動に影響がみられ、令和3年3月卒業者予定者においては前年度と比べ内定率が4.0P減、未内定者が25.2%の増加となっているところです。

鹿児島労働局では、県内の未内定大学生の支援として、鹿児島労働局インスタグラムの開設による情報発信と併せて、新卒応援ハローワークにおいて、オンラインによる職業相談を実施することとし、3月2日から試行実施、卒業後の4月1日から本格実施することといたします。

また、来年度からはハローワーク鹿児島において、順次、ハローワークへの来所が困難な障害者や長期療養者の方々についても、オンライン職業相談を実施することとしております。

(鹿児島労働局 職業安定部 訓練室)

ユースエールキャラクター「エールベア」について

新型コロナウイルス感染症の影響が生徒・学生の就職活動や企業の採用活動に及んでおり、県内の企業情報の収集・発信にも影響がみられるところです。

鹿児島労働局では、県内の高校生や大学生の方々へ、県内地元企業の魅力を知ってもらおうと、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定するユースエール企業の情報について、冊子発行やホームページ発信してきましたが、今般、更にユースエール認定制度及びユースエール認定企業を知ってもらおうと、ユースエールのイメージキャラクターである「エールベア」のぬいぐるみを作成し、認定企業に配布し、受付窓口や企業説明会時等に展示していただくこととしました。

エールベアは就活中の若者と中小企業の皆様に成長できる出会いを提供するため、ユースエール認定企業を探し日本全国を旅する白クマのキャラクターです。エールベアをユースエール認定マークとともに広く周知を図っているところです。

今回キャラクターを配布するにあたり、3月下旬に、認定企業一社において「エールベア」のぬいぐるみの交付式を行う予定です。

つきましては、是非、若者の県内への就職、県内企業の周知の後押しの一環として取材いただきますようお願いいたします。

詳細は、改めてお知らせします。

(鹿児島労働局 職業安定部 訓練室)

ユースエールキャラクター「エールベア」について

新型コロナウイルス感染症の影響が生徒・学生の就職活動や企業の採用活動に及んでおり、県内の企業情報の収集・発信にも影響がみられるところです。

鹿児島労働局では、県内の高校生や大学生の方々へ、県内地元企業の魅力を知ってもらおうと、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定するユースエール企業の情報について、冊子発行やホームページ発信してきましたが、今般、更にユースエール認定制度及びユースエール認定企業を知ってもらおうと、ユースエールのイメージキャラクターである「エールベア」のぬいぐるみを作成し、認定企業に配布し、受付窓口や企業説明会時等に展示していただくこととしました。

エールベアは就活中の若者と中小企業の皆様に成長できる出会いを提供するため、ユースエール認定企業を探し日本全国を旅する白クマのキャラクターです。エールベアをユースエール認定マークとともに広く周知を図っているところです。

今回キャラクターを配布するにあたり、3月下旬に、認定企業一社において「エールベア」のぬいぐるみの交付式を行う予定です。

つきましては、是非、若者の県内への就職、県内企業の周知の後押しの一環として取材いただきますようお願いいたします。

詳細は、改めてお知らせします。

(鹿児島労働局 職業安定部 訓練室)

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧くださいか、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良	2点	良	2点					
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点	
			優良	1点			優良	4点	
		良	2点	良			2点		
		④職務選定・創出	特に優良	2点		⑭キャリア形成	特に優良	6点	
優良			1点	優良	4点				
良		2点	良	2点					
⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	成果関係の合格最低点		6点 (満点24点)				
	優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点		
良	1点	優良				1点			
⑥職務環境	特に優良	2点		成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点		
	優良	1点				優良	1点		
良	2点	⑰質的側面			特に優良	2点			
⑦募集・採用	特に優良			2点	優良	1点			
	良	1点	情報開示関係の合格最低点		2点 (満点6点)				
⑧働き方	特に優良	2点	合計の合格最低点		20点 (満点50点)				
	優良	1点							
⑨キャリア形成	特に優良	2点							
	優良	1点							
⑩その他の雇用管理	特に優良	2点							
	優良	1点							
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)					

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

もにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

事業主のみなさまへ

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ **従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000615860.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>

2021年度の労働基準監督官採用試験が、次のとおり実施されます。

受験資格

- (1) 1991（平成3）年4月2日～2000（平成12）年4月1日生まれの者
- (2) 2000（平成12）年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ① 大学（短期大学を除く）を卒業した者及び2022（令和4）年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ② 人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度 大学卒業程度

試験区分及び採用予定数

労働基準監督 A（法文系） 約195名
労働基準監督 B（理工系） 約50名

インターネット受付期間

2021（令和3）年3月26日（金）9：00～同年4月7日（水）受信有効
インターネット申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

インターネット申込みをご利用下さい。

インターネット申込みができない場合は、鹿児島労働局総務部総務課人事係及び県下労働基準監督署において受験申込書及び受験案内を配付します。

郵送又は持参の受付期間は、2021（令和3）年3月26日（金）～同年3月29日（月）です。（郵送の場合は3月29日（月）までの通信日付印有効。持参の場合は、3月29日（月）17時までとなります。郵送又は持参の受付期間が短いので注意してください。）

試験日 第1次試験日 2021（令和3）年6月6日（日）
第2次試験日 2021（令和3）年7月13日（火）～7月15日（木）
(第1次試験合格通知書で指定する日時)

第1次試験合格者発表日 2021（令和3）年6月29日（火）9：00

最終合格者発表日 2021（令和3）年8月17日（火）9：00

申込先（郵送又は持参）

第1次試験地が鹿児島市の場合は、「鹿児島労働局総務部総務課人事係」
(〒892-8535 鹿児島市山下町13-21)

※ 第1次試験地が鹿児島市以外の場合は、希望する第1次試験地の労働局へ提出して下さい。

お問い合わせ

鹿児島労働局総務部総務課人事係 電話099-223-8275

労働基準監督官

Labour Standards Inspector

採用試験 2021

働く人を守る。

その使命を原動力に。

労働基準監督官



インターネット
受付期間

2021年 **3/26** 金 9:00～ **4/7** 水 受信有効

第1次試験

2021年 **6/6** 日 9:00(受付開始) 9:30(試験開始)～18:05(試験終了) 【第1次試験合格者発表日】2021年6月29日(火) 9:00

第2次試験

2021年 **7/13** 火 **14** 水 **15** 木 【最終合格者発表日】2021年8月17日(火) 9:00
※第1次試験合格通知書で指定する日時(日時の変更は、原則として認められません。)

【受験資格】

- 1991(平成3)年4月2日～2000(平成12)年4月1日生まれの者
 - 2000(平成12)年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
- ①大学を卒業した者及び2022(令和4)年3月までに大学を卒業する見込みの者 ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

採用予定者数

労働基準監督A(法文系) 約**195**名

労働基準監督B(理工系) 約**50**名

厚生労働省ホームページ(労働基準監督官採用試験情報)で、労働基準監督官の業務紹介や先輩からのメッセージなどの情報を掲載しています。

[労働基準監督官採用試験情報はこちら](#)

[労働基準監督官採用試験](#)

[検索](#)

スマホから
簡単アクセス!



「職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー」を設置しました。

鹿児島労働局は、10 都道府県の緊急事態措置の実施期間が3月7日まで延長されたことを踏まえ、令和3年2月15日、健康安全課に「職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー」を設置しました。

職場における、感染症の拡大防止対策の徹底を図るためには、事業者が対策に取り組む方針を定め、全ての労働者にこれを伝えて、取組の趣旨を踏まえて感染症拡大防止に向けた労働者一人一人の行動変容を促すことが重要となります。

このため、事業場において特に留意すべき事項となる「取組の5つのポイント」について、あらゆる機会を捉え、管内の事業場に対して取組状況の確認を働きかけるとともに、労働局に「職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止相談コーナー」を新たに設置し、事業主や労働者の皆様からの相談等への対応に万全を期すことといたしました。

相談コーナーにおいては、電話や来庁者からの相談内容に応じ、厚生労働省ホームページに掲載されている Q&A や「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」(リーフレット)、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用して、実践例などを紹介し相談者の具体的な取組につながるよう対応することとしています。

(健康安全課)

【資料】

- 別添1 「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を全国の都道府県労働局に設置しました。
- 別添2 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！
- 別添3 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
- 別添4 感染リスクが高まる「5つの場面」

「職場における新型コロナウイルス感染 拡大防止対策相談コーナー」を 全国の都道府県労働局に設置しました

～職場の感染防止対策を徹底しましょう～

厚生労働省では、都道府県労働局（47箇所）に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置しました。

職場における新型コロナウイルス感染症対策に関する事業主と労働者の皆さまからのご相談などに対応いたします。

職場における感染防止対策について、
ご質問やご不明な点などがありましたら、
最寄りの都道府県労働局の相談
コーナーにご相談ください。

**受付
時間** 平日（月～金曜日）
午前 8:30～午後 5:15



北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999



ひと、くらし、みらいのために
 厚生労働省
 Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

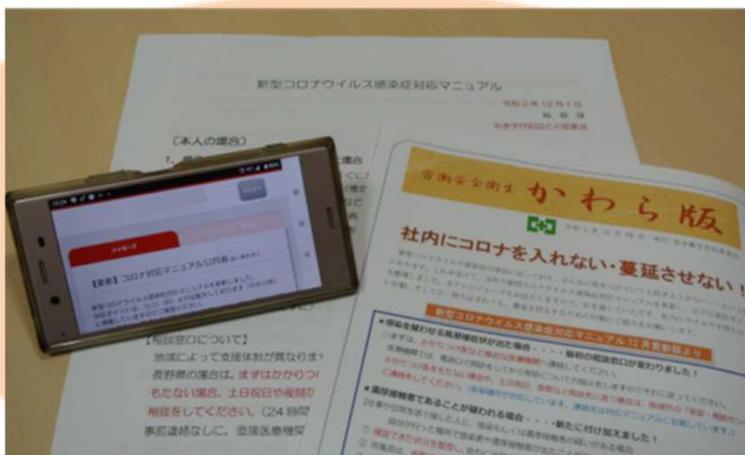
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]
 - ① 感染リスクのある社員の自宅待機
 - ② 濃厚接触者の把握
 - ③ 消毒
 - ④ 関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

I Tを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

I Tを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

((感染症防止 5))	
・ 手洗い うがい 確実に！	・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
・ 十分とろう 睡眠は！	・ Có đủ giấc ngủ!
・ 毎朝検温 忘れずに！	・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
・ 人混み避けよう！マスクせよ！	・ Hãy tránh đám đông! Đeo trên một mặt nạ!
・ 必ず換気 休憩所！	・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋内にいるときも会話をすると共に、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	はいいいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐに行えることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) 三つの密の回避等の徹底		

項	目	確認
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(7) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている(ただし、温度は18℃以上に維持することが望ましいこと)。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、リーフレット「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」で推奨する方法により、居室の温度18℃以上かつ相対湿度40%以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行っている(HEPAフィルタ付き空気清浄機の適切な活用を含む。)	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・その他()	はい・いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
	・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による清拭消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共用のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		

項	目	確認
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トンぐやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負担を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなる場合があります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.2.12版

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面①

飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面②

大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のましご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③

マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクログ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋外ラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④

狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤

居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。





鹿児島労働局発表
令和3年3月2日

担	鹿児島労働局 労働基準部監督課 監督課長 中村健吾 主任監察監督官 古川光之
当	電話 099-223-8277 FAX 099-226-7772

令和2年度年末年始建設業一斉監督の実施結果

～半数近くの現場で、労働安全衛生法違反～

鹿児島労働局（局長 三輪宗文）は、令和2年12月1日から令和3年1月31日までに管内5つの労働基準監督署において建設現場に対する一斉監督を実施し、その結果を下記のとおり取りまとめたので公表します。

記

1 趣旨

建設業の労働災害は、製造業、保健衛生業に次いで3番目に多く、令和2年においては、全体の約15%を占めています。また、死亡労働者数は3人で、全産業(14人)の中で最も多くなっています。

また、年末年始は、①年度末に向けて多くの建設工事が発注され、建設業全体が慌ただしくなる時期であり、加えて②建設工事における普段の作業内容や生活リズムが変化する時期でもあり、不測の災害の発生が懸念される所です。

このため、鹿児島労働局では、建設業の労働災害防止を重点項目として年間を通して監督指導等に取り組んでいるところですが、年末年始における建設現場の労働災害を防止し、建設業における一層の安全衛生水準の向上を図るため、年末年始建設業一斉監督を実施したものです。

2 監督指導現場

管内5つの労働基準監督署において、期間中に施工していた136現場(元請及び下請事業場の合計194事業場)に対して監督指導を行い、法違反等が認められた事業場に対して、文書交付等による行政指導を行いました。

3 監督指導状況・・・(別添1「監督実施状況」参照)

監督指導を実施した136現場のうち66現場(48.5%)において、労働安全衛生法違反が認められました。昨年の実施結果(42.9%)に比べて、違反率が5.6ポイント高くなっています。

○ 重大な違反として、以下のものが認められました。

- ア 鉄筋をアーク溶接する際に、有効な呼吸用保護具(防じんマスク)を使用させていなかったもの (土木、県発注)
- イ 鉄筋を切断する作業に、ガス溶接の資格を有しない労働者を就かせていたもの (土木、県発注)
- ウ 軒の高さが5メートル以上の木造建築物の組み立て等の作業を行う際に、木造建築物の組立て等作業主任者を選任していなかったもの (土木、県発注)

○ 立入禁止・作業停止命令等の行政処分を行った違反として、以下のものが認められました。

- ア 法面の端に手すり等を設けていなかったもの (土木、市発注)
- イ 作業床の端に手すり等を設けていなかったもの (建築、市発注)
- ウ 躯体と外部足場との隙間に作業床を設けていなかったもの (建築、市発注)
- エ 足場に手すり・中さん等を設けていなかったもの (建築、民間発注)
- オ 移動式クレーンの巻過防止装置が破損しているもの (建築、市発注)

○ 違反の多かった事項

- ① 足場・作業床の墜落防止に関する違反 71件
- ② 元請の現場の統括安全衛生管理に関する違反 29件

③ 建設機械等の作業方法に関する違反	13 件
④ 建設機械等の点検・検査に関する違反	7 件

4 今後の方針・・・(別添2「令和2年業種別死傷災害発生状況」参照)

全産業における令和2年の死傷者数(速報値)は2,006人であり、前年同期と比較して79人(4.1%)増加しましたが、建設業は291人で前年同期と比較して7人(-2.3%)減少しました。

全産業における死亡者数は14人で前年と比較して1人(-6.7%)減少し、建設業の死亡者数も3人となり前年と比較して3人(-50.0%)減少したものの、依然として全産業の中で最も多く全産業の約2割を占めています。

鹿児島労働局では、建設業における労働災害防止を図るため、今後も管内の労働基準監督署において的確な監督指導を実施するとともに、各事業場における安全管理の徹底を呼びかけていくこととしています。

別添1

監督実施状況

年度	工事の種類	監督現場数	違反現場数		違反率	
			重大な違反現場数	使用停止等現場数		
令和元年度	土木	84	21	3	0	25.0%
	建築	63	42	2	9	66.7%
	その他の建設業					
	合計	147	63	5	9	42.9%
令和2年度	土木	91	32	3	3	35.2%
	建築	45	34	2	15	75.6%
	その他の建設業					
	合計	136	66	5	18	48.5%

令和2年 業種別死傷災害発生状況（速報値）

鹿児島労働局

業種 年	令和2年 (12月末)		令和元年 (同月末)		対前年 増減数		対前年増減率	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	2006	14	1927	15	79	-1	4.1%	-6.7%
1 製造業	367	2	372	2	-5	0	-1.3%	0.0%
1 食料品製造業	203		220	1	-17	-1	-7.7%	-100.0%
4 木材・木製品製造業	20		31		-11		-35.5%	
9 窯業土石製品製造業	19		15	1	4	-1	26.7%	-100.0%
11～12 金属製品製造業	26	1	29		-3	1	-10.3%	
13～15 機械機具製造業	43		22		21		95.5%	
上記以外の製造業	56	1	55		1	1	1.8%	
2 鉱業	3	0	2	0	1	0	50.0%	
3 建設業	291	3	298	6	-7	-3	-2.3%	-50.0%
1 土木工事業	108	2	112	1	-4	1	-3.6%	100.0%
2 建築工事業	149	1	150	4	-1	-3	-0.7%	-75.0%
3 その他の建設業	34		36	1	-2	-1	-5.6%	-100.0%
4 運輸交通業	211	2	185	1	26	1	14.1%	100.0%
1 鉄道・航空機業	8		6		2		33.3%	
2 道路旅客運送業	14		6		8		133.3%	
3 道路貨物運送業	189	2	171	1	18	1	10.5%	100.0%
4 その他の運輸交通業	0		2		-2		-100.0%	
5 貨物取扱業	14	0	32	0	-18	0	-56.3%	
1 陸上貨物取扱業	5		7		-2		-28.6%	
2 港湾運送業	9		25		-16		-64.0%	
6 農林業	102	2	96	2	6	0	6.3%	0.0%
1 農業	52		44	1	8	-1	18.2%	-100.0%
2 林業	50	2	52	1	-2	1	-3.8%	100.0%
7 畜産・水産業	99	1	99	0	0	1	0.0%	
8 商業	259	3	275	1	-16	2	-5.8%	200.0%
1 卸売業	39		51	1	-12	-1	-23.5%	-100.0%
2 小売業	184	3	204		-20	3	-9.8%	
3 理美容業	4		2		2		100.0%	
4 その他の商業	32		18		14		77.8%	
9 金融・広告業	18	0	15	0	3	0	20.0%	
11 通信業	32	0	19	0	13	0	68.4%	
12 教育・研究業	29	0	19	0	10	0	52.6%	
13 保健衛生業	327	0	270	0	57	0	21.1%	
1 医療保健業	143		107		36		33.6%	
2 社会福祉施設	178		161		17		10.6%	
3 その他の保健衛生業	6		2		4		200.0%	
14 接客娯楽業	101	0	113	0	-12	0	-10.6%	
1 旅館業	25		29		-4		-13.8%	
2 飲食店	43		58		-15		-25.9%	
3 その他の接客娯楽業	33		26		7		26.9%	
上記以外の事業	153	1	132	3	21	-2	15.9%	-66.7%
10 映画・演劇業								
15 清掃・と畜業	74		78	2	-4	-2	-5.1%	-100.0%
16 官公署	2		1		1		100.0%	
17 その他の事業	77	1	53	1	24		45.3%	0.0%
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	194	2	178	1	16	1	9.0%	100.0%
第三次産業（8～17）	919	4	843	4	76	0	9.0%	0.0%

- ① 死傷者数は、令和2年12月末までに発生した労働災害の被災者を令和3年2月8日締めて集計したものの、
② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。